

この計画では、「人とみどりが共生し、みんなでつくるまち白井」が緑づくりのキヤッチフレーズとして定められています。また、「緑地の保全あるいは緑地促進の緊急性」、「施策展開の実現性」及び「白井町全域に及ぼす効果の大きさ」を鑑み、優先的に施策展開を図る「緑地保全・緑化促進の重点地区」が設定されています。事業実施想定区域及びその周囲は富士地区に属し、「旧市街地における緑づくり」をテーマに、緑化が推進されています。

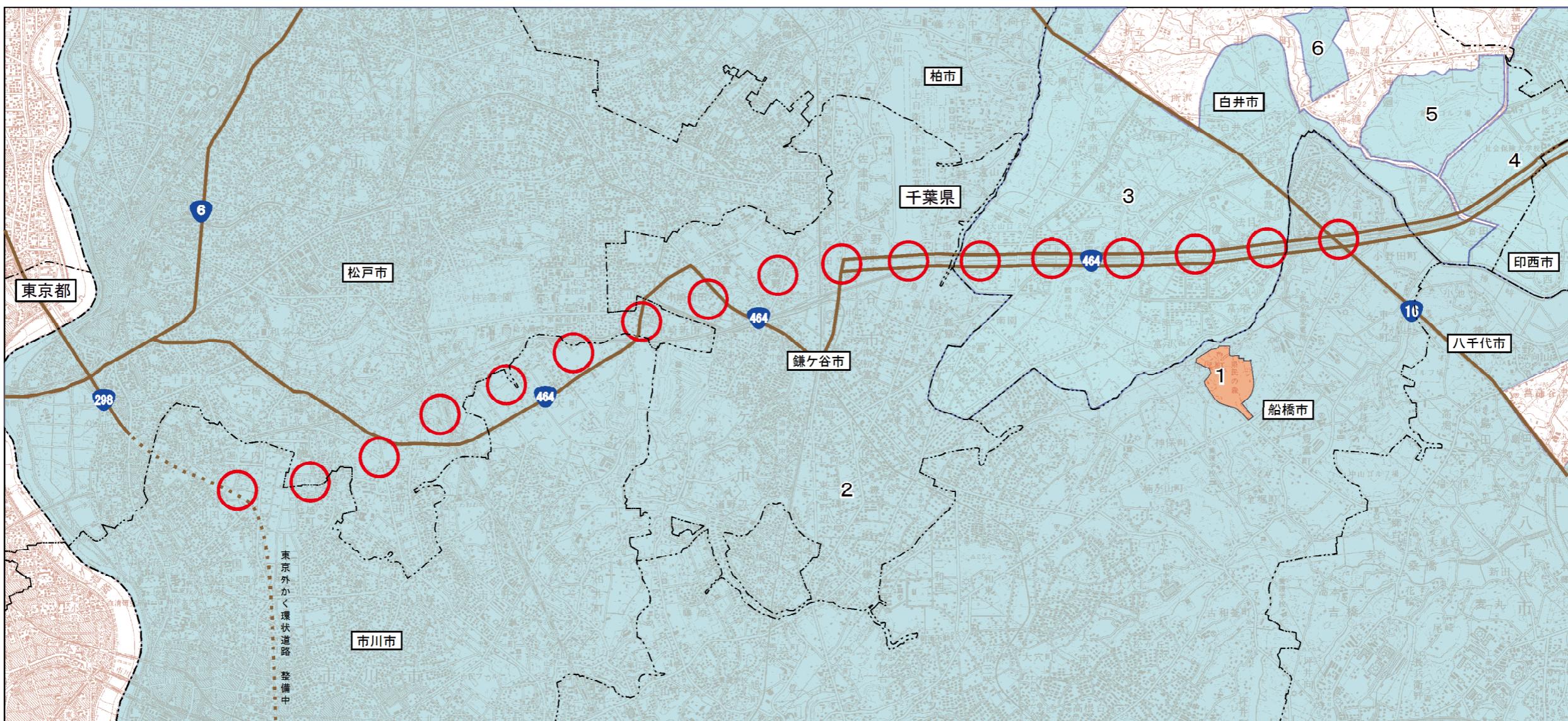
20) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の保護が特に必要である区域を鳥獣保護区として指定しています。事業実施想定区域及びその周囲における鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-35 及び図 3.2-15 に示すとおりです。事業実施想定区域及びその周囲においては、ほとんどはが特定獣具使用禁止区域(銃器)に属しています。鳥獣保護区としては、船橋鳥獣保護区が県指定となっています。

表 3.2-35 鳥獣保護区等の指定状況

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間
1	船橋鳥獣保護区	船橋市	31	H20.11.1 ～ H30.10.31
2	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定獣具使用禁止区域(銃器)	船橋市、浦安市、市川市、鎌ヶ谷市、 松戸市、流山市、柏市、我孫子市、野 田市、印西市、習志野市	52,050	H19.11.1 ～ H29.10.31
3	白井市特定獣具使用禁止 区域(銃器)	白井市	2,358	H23.11.1 ～ H33.10.31
4	印西特定獣具使用禁止区 域(銃器)	印西市、白井市	4,834	H24.11.1 ～ H34.10.31
5	船橋カントリー倶楽部特 定獣具使用禁止区域(銃器)	白井市	155	H25.11.1 ～ H35.10.31
6	白井市運動公園特定獣具 使用禁止区域(銃器)	白井市	78	H26.11.1 ～ H36.10.31

出典：「平成28年度千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成28年11月1日現在、千葉県）



凡 例

記号	名 称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

■ 鳥獣保護区
■ 特定獵具使用禁止区域（銃器）
----- 東京外かく環状道路 整備中

1:62,500

0 1000 2000 3000 4000 5000



出典：「平成28年度千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成28年11月1日現在、千葉県）

図 3.2-15 鳥獣保護区

21) 都市計画法第八条第1項第七号の規定により定められた風致地区の区域

風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市景観の保全を図るため風致の維持が必要な地域を都市計画の中で指定するものであります。事業実施想定区域及びその周囲における指定状況は、表 3.2-36、図 3.2-16に示すとおりです。

市川市では平成25年4月1日より、風致地区内行為の許可は、全て「市川市風致地区条例」が適用されています。また、船橋市では、平成27年1月1日から「船橋市風致地区条例」により風致地区内における建築等の各種行為に対する規制が行われています。

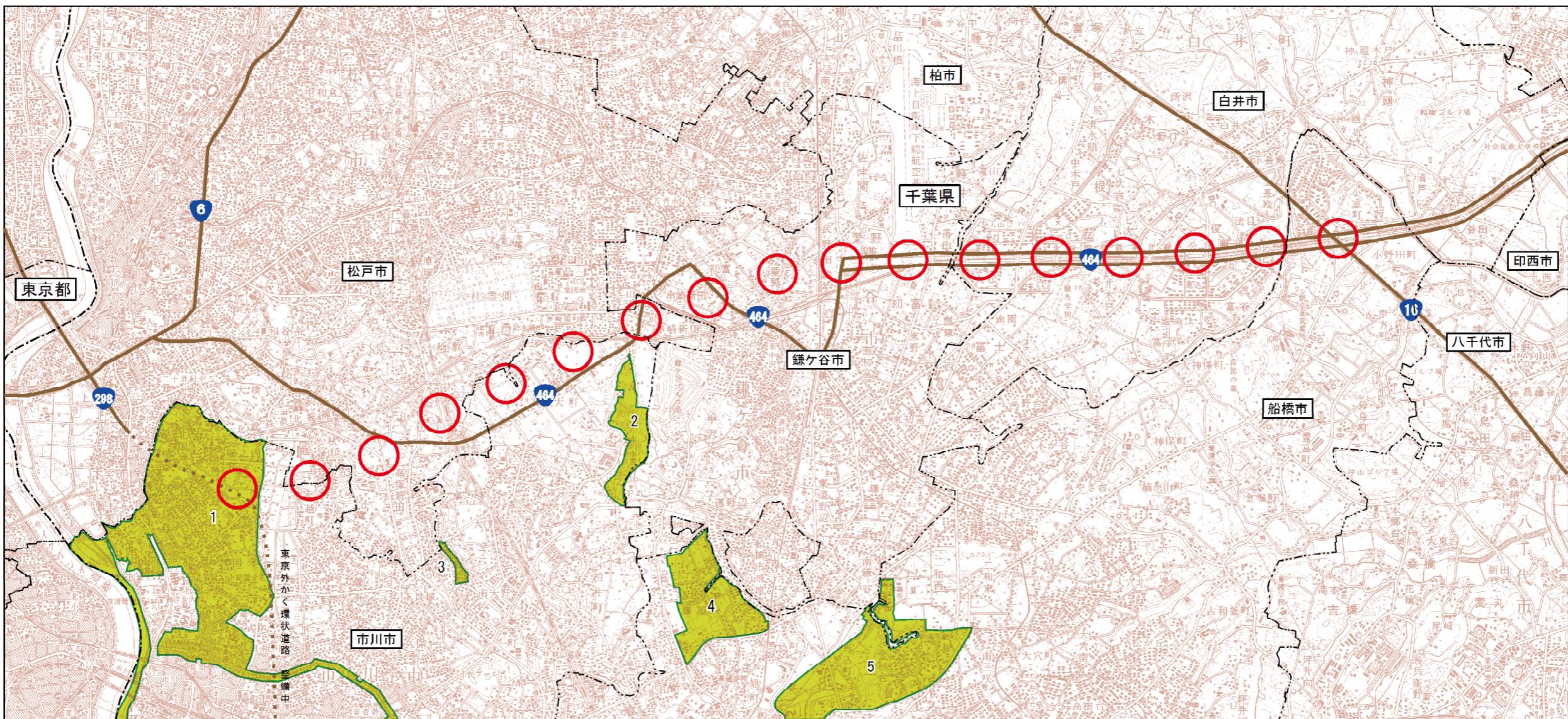
表 3.2-36 風致地区の指定状況

市名	番号	名称	面積 (ha)	区域	風致の特徴	指定年月日
市川市	1	国府台	596	北国分、中国分、国分、国府台、真間、北国分町、市川、須和田、菅野、東菅野、宮久保、江戸川河川敷	江戸川沿いの自然的景観	昭和13年10月28日 (昭和48年12月28日変更)
	2	大町	52	大町、大野町	市川市市営霊園を中心とした風致景観	昭和48年12月28日
	3	梨風苑	7	大野町	樹林に囲まれた住宅地	昭和48年12月28日
船橋市	4	法典	107.2	藤原	森林に覆われた台地	昭和13年10月22日 (昭和60年11月8日変更)
	5	滝不動	217	夏見台、馬込町、金杉町、金杉、金杉台、二和西	不動尊、運動公園、御滝公園、市営霊園などの風致景観	昭和13年10月22日 (昭和48年2月27日変更)

出典：「風致地区一覧」（更新日：平成29年6月27日 千葉県ホームページ）

「風致地区内における行為の許可申請について」（更新日：平成29年2月1日 市川市ホームページ）

「船橋の風致地区」（更新日：平成28年2月21日 船橋市ホームページ）



凡例

記号	名称
○○○	事業実施想定区域
-----	都県界
·····	市区界

風致地区



1:62,500

0 1000 2000 3000 4000 5000

出典：「風致地区 位置図(市川市・船橋市)」(更新日：平成25年7月30日 千葉県ホームページ)

図 3.2-16 風致地区位置図

22) 景観法第八条第1項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画
(景観計画)

事業実施想定区域及びその周囲における自治体では、八千代市と白井市を除く6市が景観行政団体に指定されています。これら6市のうち印西市を除く5市で、景観計画が策定済みです。

現状変更の規制等を受ける景観重要建造物及び景観重要公共施設については、表3.2-37、図3.2-17に示します。

(1) 市川市

市川市では、積極的に良好な景観の形成を図るため、平成17年1月に景観行政団体となっており、平成18年7月には、「市川市景観計画」が策定され、景観まちづくりが推進されています。

「市川市景観計画」では、「共感と継承」が基本理念とされており、良好な景観の形成を図る区域として市全域が定められています。また、市全域が対象となる共通方針と地域別に異なる区分別方針の2つから成る良好な景観の形成に関する方針が設定されています。事業実施想定区域及びその周囲においては、「緑地・農地と住宅地ゾーン」、「自然と歴史の住宅地ゾーン」及び「幹線道路沿道ゾーン」の区分に属しています。

(2) 船橋市

船橋市では、平成16年6月に景観行政団体となっており、「良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し・次世代へと受け継いでいく」ことを目指し、平成22年7月に「船橋市景観計画」が策定されました。

「船橋市景観計画」では、市全域で総合的に景観形成を進めるため、市全域が景観計画区域とされています。また、「景観の保全・形成の目標」が定められているとともに、市の景観特性が14の景観類型に整理されており、景観類型ごとに「良好な景観の保全と形成に関する方針」が設定されています。

(3) 松戸市

松戸市では、平成21年4月に景観行政団体となっており、市民・事業者・行政の「協働」による景観づくりを進め、松戸らしい景観資源を活かし、誇りと自信を持って後世に引き継ぐことができる魅力あふれるまち並み景観を形成することを目的とし、平成23年3月に「松戸市景観計画」が策定されました。

「松戸市景観計画」では、心の安らぎを感じさせる自然・歴史・文化的景観資源を市内の随所に有することから、市全域が景観計画の区域とされています。また、地形を基本に、市域が5つの景観ゾーンに分けられており、ゾーンごとに景観形成の方針が定められています。事業実施想定区域及びその周囲においては、「みどりと農の景観ゾーン」に属しており、「農地や河川などを通じてうるおいを感じることのできる景観づくり」が景観形成の基本方針として定められています。